

都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）について

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

企画専門官 すずき たけひこ 鈴木 武彦



1 はじめに

平成26年6月に「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（以下「遊具指針」という）（改訂第2版）」および「遊具指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（以下「別編」という）」を作成し、各公園管理者に通知したところである。以下では、今回の改訂内容について概説する。



2 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の作成・改訂の経緯

(1) 都市公園における遊具の安全確保に関するこれまでの取り組みと現状

都市公園における遊び場の安全性を一層高めるためには、子どもの遊びの特性や遊具に関わる事故等を踏まえ、関係者の共通認識の醸成を図るとともに、公園管理者において適切な安全措置を講ずることが必要である。

このため国土交通省では、平成14年3月に、わが国の都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した遊具指針および遊具指針の解説版をまとめ、公園管理者等へ通知した。

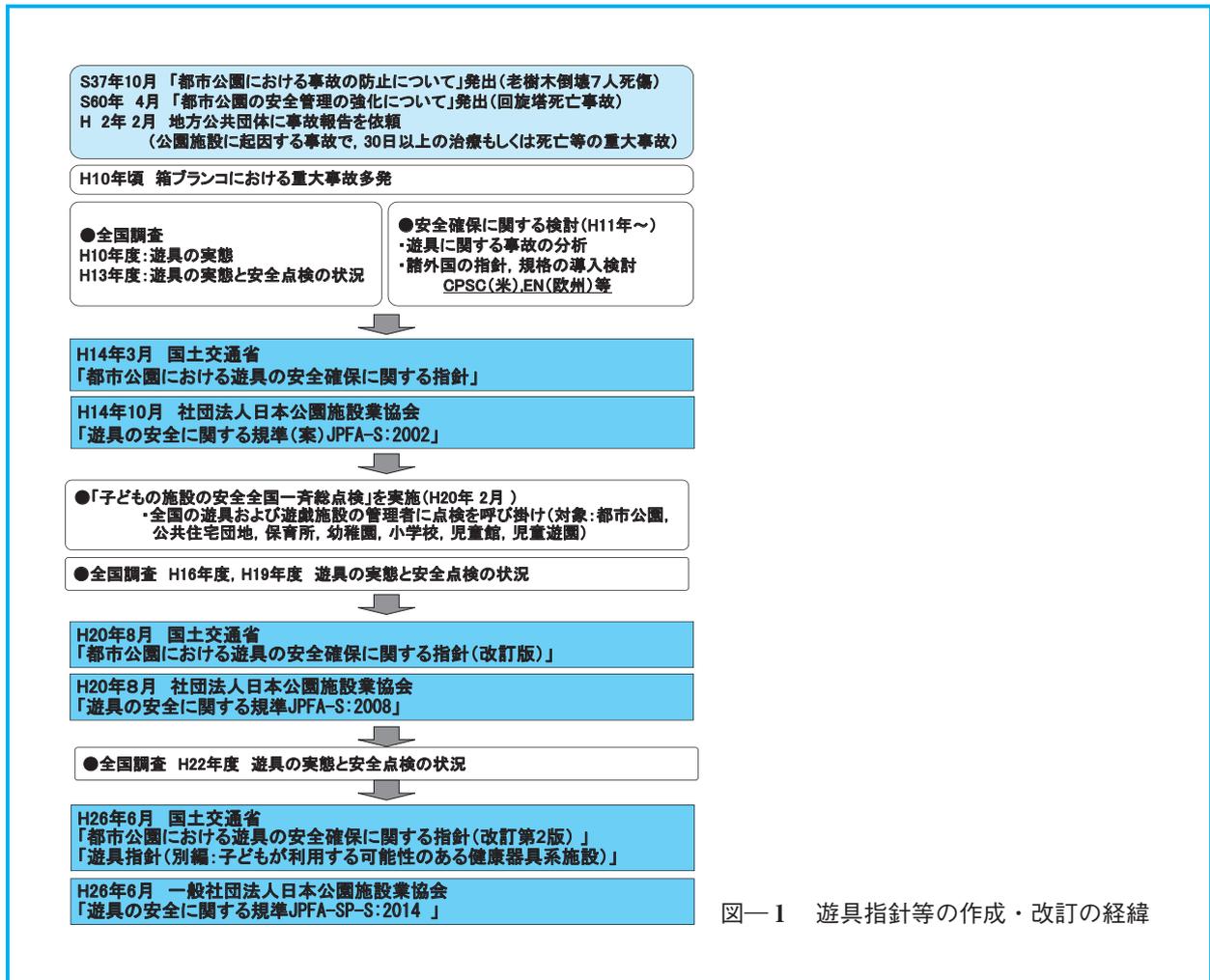
遊具指針は、子どもの遊びに内在する危険性が、遊びの価値の一つでもあることから、子どもの遊びにおける危険性について、子どもが判断で

きる危険性であるリスクと判断不可能な危険性であるハザードに分けて整理し、遊具の安全確保に当たっては、子どもの遊びのリスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本的な考え方として、①計画・設計段階、②製造・施工段階、③維持管理段階、④利用段階に分け、公園管理者および保護者・地域住民が留意すべき事項を定めたものである。

遊具指針は、わが国唯一の遊具に関する指針として、公園管理者のみならず、学校等教育機関（文部科学省所管）や福祉施設管理者（厚生労働省所管）等の施設管理者において活用されている。

その後、平成20年8月には、初版の作成から6年以上が経過し遊具の設置状況に変化が見られること、また平成19年6月には社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会公園緑地小委員会報告において「遊具等における事故の発生などについて、着実に改善を進める方策について検討する必要がある」との指摘を受けたことなどから、都市公園を一層安全で楽しい遊び場としていくため、当時の遊具における事故事例や遊具の管理運営の実態等を踏まえたものとして、「遊具指針（改訂版）」を作成した。

遊具指針（改訂版）では、遊具の安全確保に対する公園管理者の意識を高めるため、遊具の老朽化への適切な対応や、安全点検体制等に関する考



図一 I 遊具指針等の作成・改訂の経緯

え方を充実した。

さらに、遊具指針(改訂版)の作成から5年が経過し、最近では高齢社会等への対応のため健康器具系施設が増加しつつあるとともに、子どもにとって魅力的である運動能力やバランス能力が要求される遊具等が増加しつつあり、これらの安全確保等に取り組む必要がある。また、平成25年12月には、社会資本整備審議会・交通政策審議会において「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について」(答申)(以下「答申」という)が公表され、「施設の維持管理・更新が的確に行われるよう、基準等の整備を実施すべきである」とされている。

(2) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の改訂の背景と検討

健康器具系施設は、主として大人が利用することを目的とした施設である一方、子どもから見



図一 2 健康器具系施設の例

ば遊具と区別の付きにくい施設もあり、子どもが遊びに用いると危険な場合がある。また、このような施設は増加傾向にあり、子どもの健康器具系施設の利用については、その安全性を一層高める必要がある。

また、手でしっかりつかまるところがない、立面、座面が揺れ動く等、安定していないなど、運動能力やバランス能力が要求される遊具は、チャレンジ性の高い遊びができることから子どもにとって魅力的であるため、都市公園への設置が進んでいる。このような遊具は、落下などのリスクが高い遊具であることを踏まえ、当該遊具の安全確保に関する考え方を示す必要がある。このように、都市公園における遊具等の設置状況の変化等に対応し、都市公園を一層安全で楽しい遊び場としていくため、「都市公園の遊戯施設の安全性に関する調査検討委員会（委員長：松本守桐 慶応義塾大学元客員教授・一般財団法人公園財団副理事長：当時）」を設置し、遊具の安全確保を一層進める方策を検討するとともに、従前と同様に関係機関や地方公共団体からの意見聴取、パブリックコメントの実施を経て、「遊具指針（改訂第2版）」および「別編」を作成した。

3

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の改訂のポイント

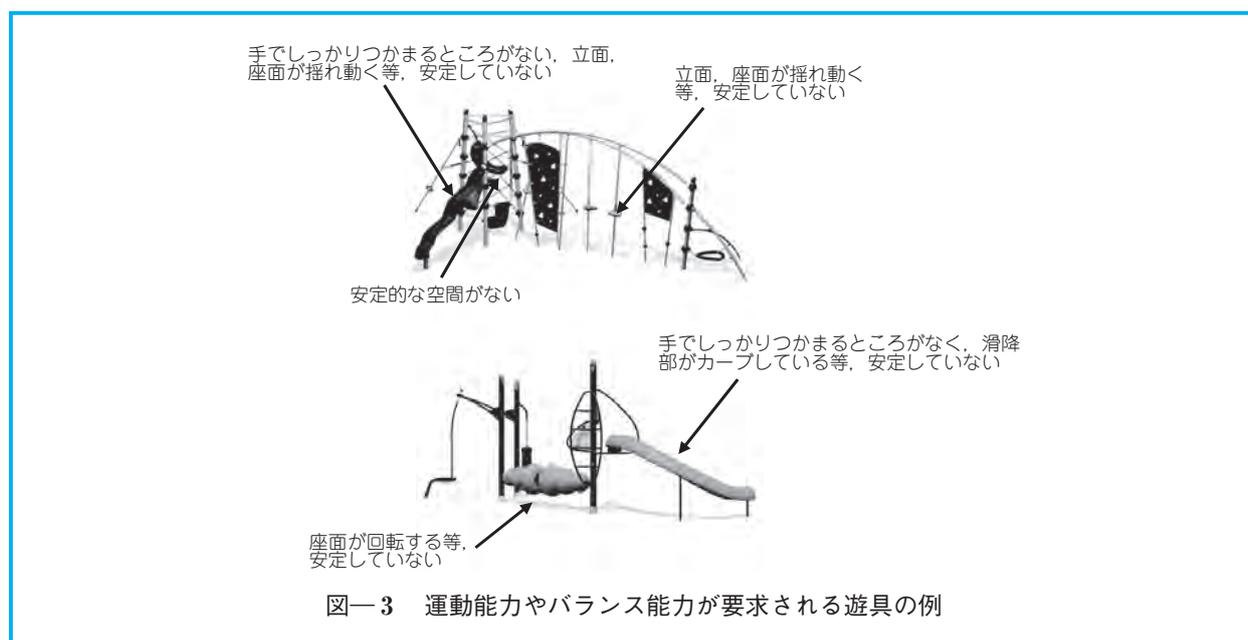
(1) 「運動能力やバランス能力が要求される遊具」の安全確保について

運動能力やバランス能力が要求される遊具の安全確保に関する考え方として、このような遊具は、手でしっかりつかまるところがない、立面、座面が揺れ動く等、安定していないことから、落下などのリスクが高いため、その設置面には、衝撃の緩和のための適切な対策を講ずることを示した。

また、運動能力やバランス能力が要求される遊具の選定に当たっては、チャレンジ性の高い遊びができることから子どもにとって魅力的である一方、リスクの高い遊具であることについて、公園管理者と子ども・保護者や地域住民との間で共通認識を持った上で、地域の要望を踏まえることが重要であることを示した。

(2) 安全確保に関する知見・技術等の継承について

答申において、「技術的ノウハウの蓄積・継承」が必要であるとされていることを踏まえて、公園管理者の役割として、遊具の安全確保に関する知見・技術等を記録・蓄積し、公園管理に関わる者



図一3 運動能力やバランス能力が要求される遊具の例

と共有・継承することを示した。

また、公園を計画・設計する際の遊具の安全確保に関する配慮事項、安全点検および発見された物的ハザードの措置のノウハウ、事故情報ならびに問題意識など、遊具の安全確保に関する知見・技術等を記録・蓄積し、地方公共団体内の公園管理に関わる者にとどまらず、学校教育、児童福祉、公営住宅などの関連部所・地域住民や保護者、子どもの遊び場に関わる民間団体など、遊び場や遊具に関わる者と情報を共有・交換することにより、安全確保に関する共通の認識を持ち、継承することが望ましいことを示した。

(3) 遊具の改修・更新などの考え方について

遊具の改修・更新に当たっては、子ども・保護者の要望や地域ニーズを把握するとともに、利用する子どもの年齢や求められる遊びの形態から、例えば石の山・コンクリート製の山等の現場打遊具が有する大勢が同時に遊べる機能など、当該遊具が有する機能および遊び場に必要な機能ならびに当該遊具が有する課題を適切に評価し、どのように改修・更新を行うかを検討することが望ましいことを示した。

また、遊具を継続使用する場合は、長寿命化に関わる検討を行い、遊具の老朽化対策および遊具の構造に関する安全対策を踏まえて改修することが望ましいことを示した。



「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」の作成のポイント

子どもが健康器具系施設を利用する可能性を考慮し、都市公園における、子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の安全確保に関する基本的な考え方を示した技術的助言である「別編」を作成した。別編の対象は、都市公園に設置する健康器具系施設のうち、子どもが利用する可能性のある健康器具系施設とする。また、この作成に当たっては、主として遊具指針の内容を踏まえるとともに、遊具と健康器具系施設との混在を避けるなど、遊具指針に定めのない事項にも対応するも



図一 4 重量が大きい可動性の健康器具系施設、子どもの挟み込みのおそれがある可動部を有する健康器具系施設の例

のとした。

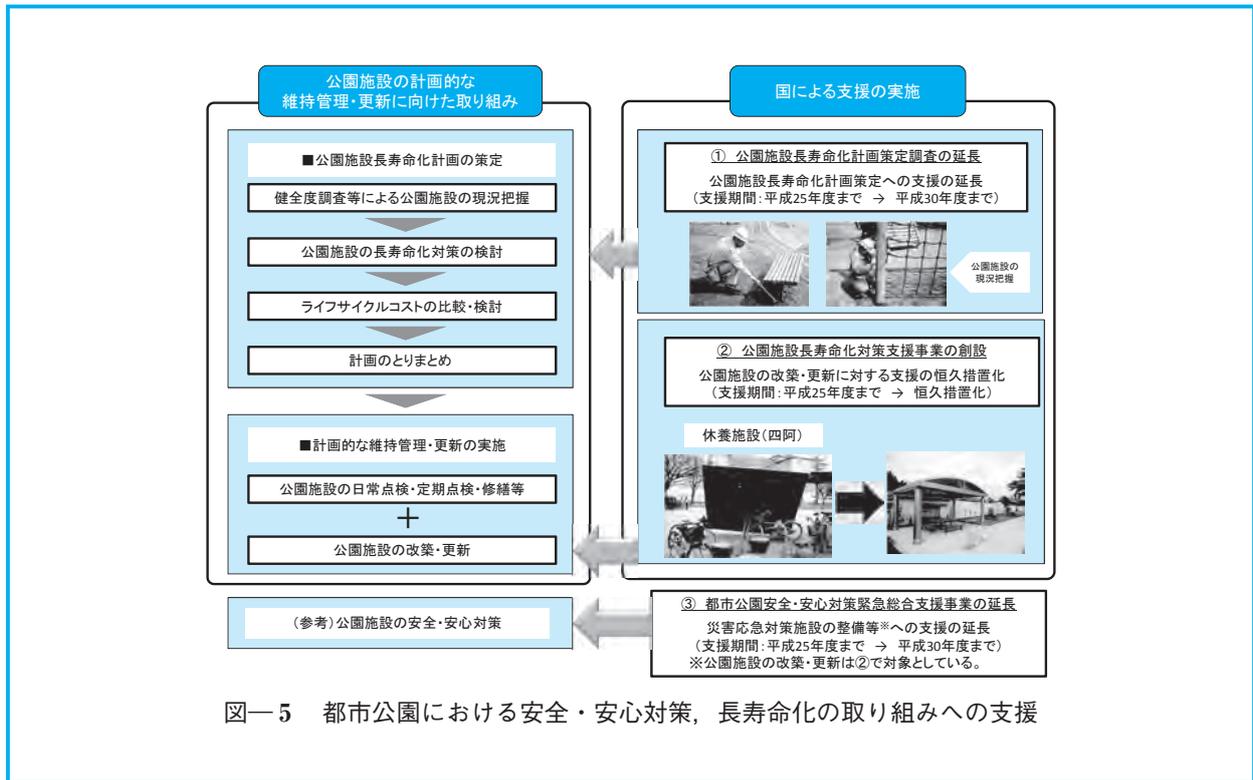
健康器具系施設の配置については、健康器具系施設とその周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、周辺も含めた利用動線や各健康器具系施設の運動方向を考慮した安全領域などに配慮することとし、健康器具系施設は、主として大人の利用を目的として設置するものであり、遊具との混在を避けるなどの安全対策を講ずることを示した。

重量が大きい可動性の健康器具系施設は、接触した場合の衝撃が大きく、重大な事故につながるおそれがあるため、選定に当たっては、子どもの利用について十分に考慮し、慎重を期することを示した。また、子どもの挟み込みのおそれがある可動部を有する健康器具系施設の選定に当たっては、子どもだけで自由に使えないようにしておくなどの措置について十分に考慮し、慎重を期することを示した。



都市公園における安全・安心対策、長寿命化の取り組みへの支援について

国の財政的支援制度である「公園施設長寿命化計画策定費補助」「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」が平成21年度に創設され、地方公共団体における長寿命化計画策定、安全・安心対策に関わる取り組みが行われてきたところであるが、これら地方公共団体における公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の計画的な維持管理・更新、公園施設の安全・安心対策の取り組みを一層



図一五 都市公園における安全・安心対策，長寿命化の取り組みへの支援

推進するため、平成26年度より「公園施設長寿命化対策支援事業」を創設するとともに、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」「公園施設長寿命化計画策定調査」を平成30年度まで延長した。

今後とも、国は、これらの事業を活用し、都市公園における老朽化対策，安全確保を促進していくこととしている。

6

おわりに

以上のように、都市公園における遊具等の状況の変化に対応するため、今回の遊具指針の改訂および別編の作成により、都市公園における遊具等の安全確保の強化などを図っているところであ

る。

また、遊具指針の改訂等に併せて、一般社団法人日本公園施設業協会が見直しを進めてきた遊具メーカーの自主規準となる「遊具の安全に関する規準」についても同じく改訂が行われたところである。

これらの改訂等を踏まえて、公園管理者が適切に対応を行い、都市公園における遊具等のさらなる安全確保が図られることを期待する。

【参考資料】

- 1) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」：国土交通省都市局公園緑地・景観課
- 2) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」：国土交通省都市局公園緑地・景観課